

広島県告示第七百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十八年一月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市串戸二丁目一番五地先から 廿日市市串戸二丁目一番五地先まで	〇	〇	二二・六〇 〽三六・〇〇	九・五〇	拡幅 県道廿日市港 線と重複
	〽五四・〇〇	〽五〇・〇〇			

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市港線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市串戸二丁目一番五地先から 廿日市市串戸二丁目一番五地先まで	〇	〇	二二・六〇 〽三六・〇〇	七・四〇	拡幅 一般国道二号 と重複
	〽五四・〇〇	〽五〇・〇〇			